毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

# 長崎県公報

## 目　　次


| | 所管課（室）名 |
|---|---|
| ◎　規　則 | |
| ○長崎県生活保護法施行細則の一部を改正する規則 | 福祉保健課 |
| ○長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則 | 建設企画課 |
| ○長崎県財務規則の一部を改正する規則 | 会計課 |
| ◎　告　示 | |
| ・一般競争入札の参加者の資格等 | 管財課 |
| ・令和６年能登半島地震による県税の申告等に関する期限の延長に係る期日の指定 | 税務課 |
| ○長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正 | 建設企画課 |
| ・道路の区域変更 | 道路維持課 |
| ・急傾斜地崩壊危険区域の指定 | 砂防課 |
| ・証紙売りさばき人の指定の廃止 | 会計課 |
| ◎　公　告 | |
| ・一般競争入札の実施 | 管財課 |
| ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（６件） | 漁業振興課 |
| ・土地改良区の設立の認可 | 農村整備課 |
| ・測量の実施（３件） | 建設企画課 |
| ・測量の終了 | 〃 |
| ・落札者等 | 県北振興局会計課 |
| ◎　公安委員会告示 | |
| ・駐車監視員資格者講習の実施 | 交通指導課 |
| ◎　監査委員公表 | |
| ・令和６年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置の公表 | 監査事務局 |
| ・令和６年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置の公表 | 〃 |
| ◎　雑　報 | |
| ・一般競争入札の実施 | 長崎県公立大学法人 |


## 規　　則

長崎県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

**長崎県規則第35号**

長崎県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

長崎県生活保護法施行細則（平成26年長崎県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （進学・就職準備給付金申請書）<br>第17条　省令第18条の９第１項の規定による進学・就職準備給付金の支給に係る申請書は、様式第28号とする。<br>（進学・就職準備給付金決定調書）<br>第18条　法第55条の５第１項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときの決定調書は、様式第29号によるものとする。<br>（進学・就職準備給付金決定通知書）<br>第19条　法第55条の５第１項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときは、様式第30号により通知するものとする。 | （進学準備給付金申請書）<br>第17条　省令第18条の９第１項の規定による進学準備給付金の支給に係る申請書は、様式第28号とする。<br>（進学準備給付金決定調書）<br>第18条　法第55条の５第１項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調書は、様式第29号によるものとする。<br>（進学準備給付金決定通知書）<br>第19条　法第55条の５第１項の規定により進学準備給付金を支給するときは、様式第30号により通知するものとする。 |

様式第25号を次のように改める。

様式第25号（第14条関係）

年　　月　　日

就労自立給付金申請書

福祉事務所長　様

申請者　住所又は居所

氏　名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

１．保護を必要としなくなった事由

２．添付書類

３．世帯構成員

| 氏　　名 | 性　　別 | 生　年　月　日 |
|---|---|---|
| | 男　・　女 | 年　　月　　日（　　歳） |
| | 男　・　女 | 年　　月　　日（　　歳） |
| | 男　・　女 | 年　　月　　日（　　歳） |
| | 男　・　女 | 年　　月　　日（　　歳） |

４．公金受取口座の利用について（どちらか１つを選択してください）

□　利用する　　□　利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出下さい。

様式第26号中「最低給付額」を「基礎額」に改める。

様式第28号を次のように改める。

様式第28号（第17条関係）

年　　月　　日

進学・就職準備給付金申請書

福祉事務所長　様

申請者　　住所又は居所
（進学する者又は就職する者）
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１．世帯主の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．申請者の生年月日 ＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

３．進学・就職する先（大学等名、会社名等）　名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
□　進学・就職前の住宅と同じ
□　転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）

居住（予定）地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５．就職の場合、おおむね６月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

６．関係書類
（１）進学の場合
①　入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
・入学金を納付したことを証明する書類の写し
・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類の写し
②　進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
③　その他支給決定にあたり必要な書類
※　上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

（２）就職の場合
①　就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
・その他確実に就職先に就職することを証する書類
②　就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
③　その他支給決定にあたり必要な書類
※　上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

７．進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座　　□　利用する　　□　利用しない

※この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　銀行・信用金庫・信用組合
（該当する金融機関の種類に〇をしてください。）

支　店　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　支店（ゆうちょ銀行除く）

記　　号　□□□□□（ゆうちょ銀行の場合のみ記載）

預金種類　□　普通預金　　□　当座預金
（該当する□にチェックを入れてください。）

口座番号　□□□□□□□（右につめてご記載ください。）

（カ　ナ）
口座名義人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第29号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「進学先」の次に「または就職先」を加え、「進学後」の次に「または就職後」を加える。

様式第30号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

**長崎県規則第36号**

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則

長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （現場代理人及び主任技術者等）<br>第21条　受注者は、工事に着手するときは、現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者を定め、工事の始期の前日まで（契約締結日と工事の始期の日が同日の場合には、契約締結日）に現場代理人等通知書（様式第12号）により、契約担任者に通知しなければならない。これを変更したときは現場代理人等変更通知書（様式第12号の２）により遅滞なく通知しなければならない。<br>２～７　略 | （現場代理人及び主任技術者等）<br>第21条　受注者は、工事に着手するときは、現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者を定め、工事の始期の前日まで（契約締結日と工事の始期の日が同日の場合には、契約締結日）に現場代理人等決定（変更）通知書（様式第12号）により、契約担任者に通知しなければならない。これを変更したときは遅滞なく通知しなければならない。<br>２～７　略 |
| （前金払）<br>第42条　受注者は、前払金の支払を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約に係る保証証書（以下「保証証書」という。）を契約担任者に寄託して、請求書（前金払）（様式第21号）により請求しなければならない。<br>２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。<br>３　契約担任者は、第１項の規定による請求があつたときは、その日から起算して20日以内に前払金を支払わなければならない。<br>４　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の４（第９条第３項の基準の定めによるところにより調査を行い契約を締結した場合にあっては10分の２）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前３項の規定を準用する。<br>５及び６　略<br>７　契約担任者は、受注者が第５項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数 | （前金払）<br>第42条　受注者は、前払金の支払を請求しようとするときは、請求書（前金払）（様式第21号）に、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約に係る保証証書（以下「保証証書」という。）を添えて契約担任者に請求しなければならない。<br>２　契約担任者は、前項の規定による請求があつたときは、その日から起算して20日以内に前払金を支払わなければならない。<br>３　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の４（第９条第３項の基準の定めによるところにより調査を行い契約を締結した場合にあっては10分の２）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前２項の規定を準用する。<br>４及び５　略<br>６　契約担任者は、受注者が第４項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数 |

| | |
|---|---|
| に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 | に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 |
| ８　受注者は、第４項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を契約担任者に寄託しなければならない。 | ９　受注者は、第３項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を契約担任者に寄託しなければならない。 |
| ９及び10　略 | ８及び９　略 |
| （中間前金払） | （中間前金払） |
| 第43条　略 | 第43条　略 |
| ２　略 | ２　略 |
| ３　受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、保証事業会社との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前払金に関する保証契約の保証証書を契約担任者に寄託して、請求書（中間前金払）（様式第21号）により中間前金払を請求しなければならない。 | ３　受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、請求書（中間前金払）（様式第21号）に、保証事業会社との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前払金に関する保証契約の保証証書を添えて中間前金払を契約担任者に請求しなければならない。 |
| ４　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 | |
| ５　略 | ４　略 |
| ６　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の２から受領済みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前５項の規定を準用する。 | ５　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の２から受領済みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前４項の規定を準用する。 |
| ７及び８　略 | ６及び７　略 |
| ９　契約担任者は、受注者が第７項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 | ８　契約担任者は、受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 |
| 10　中間前払金の支払を受けている受注者については、前条第５項から第７項までの規定は適用しない。 | ９　中間前払金の支払を受けている受注者については、前条第４項から第６項までの規定は適用しない。 |
| 11　前条第８項、第９項及び第10項の規定は、中間前払金について準用する。この場合において、同条第８項中「第４項」とあるのは「第43条第６項」と、「前払金」とあるのは「中間前払金」と、第10項中「前払金額」とあるのは「中間前払金額」と読み替えるものとする。 | 10　前条第７項、第８項及び第９項の規定は、中間前払金について準用する。この場合において、同条第７項中「第３項」とあるのは「第43条第５項」と、「前払金」とあるのは「中間前払金」と、第９項中「前払金額」とあるのは「中間前払金額」と読み替えるものとする。 |
| （債務負担行為に係る契約の前金払の特則） | （債務負担行為に係る契約の前金払の特則） |
| 第47条　略 | 第47条　略 |
| ２～４　略 | ２～４　略 |
| ５　第１項の場合において前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合において、第42条第10項の規定を準用する。 | ５　第１項の場合において前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合において、第42条第９項の規定を準用する。 |
| （第三者による代理受領） | （第三者による代理受領） |
| 第49条　受注者は、代理受領承諾申請書（様式第25号）により契約担任者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。 | 第49条　受注者は、代理受領承認願（様式第25号）により契約担任者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。 |
| ２　略 | ２　略 |

様式第12号を次のように改める。
様式第12号（第21条関係）

現場代理人等通知書

年　　月　　日

様

（受注者）

年　　月　　日付けをもって請負契約を締結した
（工事番号）
（工事名）
について、工事標準請負契約書第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので通知します。

記

| | |
|---|---|
| 現場代理人氏名 | |
| 主任技術者、<br>監理技術者氏名<br>又は特例監理技術者 | 専任　・　非専任<br>（主任技術者の場合、該当に〇） |
| 監理技術者補佐 | |
| 専門技術者氏名 | |
| 追加技術者氏名<br>"低入札価格・履行確実性確保価格未満の場合のみ記載" | |

以下、現場代理人等の兼務について、該当に〇
・「経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」と「現場代理人又は配置技術者」
（　有　・　無　）
・「他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人又は配置技術者」
（　有　・　無　）

※技術者は、「資格者証（写し）」を添付すること。
（実務経験者の場合は、経歴書を添付すること。）

備考
１　建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を選任すること。
　なお、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を選任すること。
　下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる場合、主任技術者に代えて「監理技術者」を選任すること。
２　監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証の写し（表・裏とも）及び監理技術者講習修了証の写しを添付する。ただし、平成16年２月29日以前に監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。
３　専門技術者とは、建設業法第26条の２に規定する技術者をいう。
４　事業所の経営管理業務責任者・専任技術者又は他現場を兼務する専任の技術者がいる場合は「兼務承諾協議書」（注）を提出すること。
（注）　現場代理人等の兼務については、４により協議し、発注者が承諾した場合に認める。

様式第12号の次に次の１様式を加える。

様式第12号の２（第21条関係）

現場代理人等変更通知書

年　　月　　日

様

（受注者）

工事番号

工事名

年　月　日付けで通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり変更したいので、工事標準請負契約書第10条に基づき通知します。

| | |
|---|---|
| 現場代理人等変更年月日 | |
| 変更する現場代理人等区分 | |

| 旧現場代理人等氏名 | 新現場代理人等氏名 |
|---|---|
| | |
| 変更事由 | |
| | |

※技術者は、「資格者証（写し）」を添付する。

（実務経験者の場合は、経歴書を添付すること。）

（注）１．新現場代理人等の記入内容は様式第12号に準ずる。

２．変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する。

・現場代理人

・主任技術者

・監理技術者

・監理技術者補佐

・専門技術者

・追加技術者

３．主任技術者及び監理技術者を変更する場合は、発注者の承認後提出する。

以下、現場代理人等の兼務について、該当に○

・「経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」と「現場代理人又は配置技術者」

（　有　・　無　）

・「他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人又は配置技術者」

（　有　・　無　）

備考

１　建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を選任すること。

なお、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を選任すること。

下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる場合、主任技術者に代えて「監理技術者」を選任すること。

２　監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証の写し（表・裏とも）及び監理技術者講習修了証の写しを添付する。ただし、平成16年２月29日以前に監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。

３　専門技術者とは、建設業法第26条の２に規定する技術者をいう。

４　事業所の経営管理業務責任者・専任技術者又は他現場を兼務する専任の技術者がいる場合は「兼務承諾協議書」（注）を提出すること。

（注）　現場代理人等の兼務については、４により協議し、発注者が承諾した場合に認める。

様式第21号（注）中、第２号の次に次の１号を加える。

１　電子メールにより提出する場合のファイル形式はPDFとし送信後契約担任者に受領確認を行うこと。

附　則

この規則は、令和７年１月１日から施行する。

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

**長崎県規則第37号**

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （電子見積）<br>第106条の３　契約担任者は、第106条の規定にかかわらず、見積書の徴取に代えて、県の機関の使用に係る電子計算機と見積書を徴される者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を徴することができる。<br>（契約保証金に代わる担保）<br>第112条　略<br>２　契約担任者は、前項第２号又は第３号に規定する保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。ただし、第３号の保証事業会社の保証を証する書面に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手たる保証事業会社が定め、契約担任者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約担任者は、当該書面の提出を受けたものとみなす。 | （電子見積）<br>第106条の３　契約担任者は、第106条の規定にかかわらず見積書の徴取に代えて、県の機関の使用に係る電子計算機と見積書を徴される者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して見積書に記載すべき事項を記録した電磁気的記録を徴することができる。<br>（契約保証金に代わる担保）<br>第112条　略 |

附　則

この規則は、令和７年１月１日から施行する。

## 告　　示

**長崎県告示第612号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

１　調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

長崎県長崎地区１で使用する電力、長崎県長崎地区２で使用する電力、長崎県県北地区で使用する電力、長崎県県央・島原地区１で使用する電力、長崎県県央・島原地区２で使用する電力、長崎県庁舎で使用する電力及び長崎県五島地区で使用する電力

２　競争入札に参加することができない者

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、

同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

⑶　競争入札参加資格審査申請書（様式第１号。以下「資格審査申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

⑷　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑸　競争入札に付する事項に関し、原則として１年以上の営業実績を有しない者

⑹　県税又は消費税を滞納している者

⑺　この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

３　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

⑴　申請の時期

この告示の日から、令和７年１月27日までの間（県の休日を除く。）の９時00分から17時00分までとする。

⑵　資格審査申請書の入手方法

資格審査申請書は、この告示の日から⑸に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県総務部管財課ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

⑶　資格審査申請書の提出方法

申請者は、資格審査申請書に次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。

ア　法人にあっては、次の㈠及び㈡

㈠　登記簿謄本

㈡　前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ　個人にあっては、次の㈠、㈡及び㈢

㈠　本籍地の市町村の発行する身元（分）証明書

㈡　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

㈢　前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ　県税に関し未納がないことを証明する証明書

エ　消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ　印鑑届（様式第２号）

カ　口座振替申込書（様式第３号）

キ　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていることを証する書類

ク　その他知事が必要と認める書類

⑷　資格審査申請書等の作成に用いる言語

ア　資格審査申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　資格審査申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

⑸　資格審査申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850－8570　長崎市尾上町３番１号

（名称）長崎県総務部管財課

（電話）095-894-3000

（長崎県総務部管財課ホームページアドレス）https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/kanzai/

４　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第４号）により通知（郵送）する。

５　指名停止に関する報告

入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第８号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に

規定する地方独立行政法人及び同条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第２条第１項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第１条第１項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第７号）を提出しなければならない。

6　３の⑵、３の⑶のオ、カ及びク、４並びに５に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める様式とする。

7　資格の整合

この告示による入札参加の資格があるものと決定された者については、長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

8　資格の有効期間及び更新手続

⑴　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和８年９月30日までとする。

⑵　有効期間の更新手続

⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和８年７月に実施する「長崎県が発注する電力調達の契約に係る競争入札参加資格の更新（平成26年長崎県告示第55号による）」の申請をすること。

9　資格の取消し等

⑴　競争入札参加者の資格を有する者が、２の⑴又は⑺に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

⑵　競争入札参加者の資格を有する者が、２の⑵に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

⑶　資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

**長崎県告示第613号**

長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第７号）第５条第２項の規定により、令和６年能登半島地震による県税の申告等に関する期限の延長（令和６年長崎県告示第67号）において定める別に告示で定める日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和６年１月１日から令和７年１月30日までの間に到来するものについて、令和７年１月31日とする。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

石川県

七尾市、羽咋郡志賀町

**長崎県告示第614号**

長崎県建設工事標準請負契約書（令和２年長崎県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和７年１月１日以後に締結する請負契約から適用する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 長崎県建設工事標準請負契約書<br><br>（契約の保証）<br>第４条　略<br>２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、 | 長崎県建設工事標準請負契約書<br><br>（契約の保証）<br>第４条　略 |

| | |
|---|---|
| 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 | |
| ３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の１（知事が定めて別に告示する長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（以下「低入札要綱」という。）に定める調査を行い本契約を締結した場合又は別に定める履行確実性評価方式試行要領（以下「履行確実性評価試行要領」という。）に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の３）以上としなければならない。 | ２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の１（知事が定めて別に告示する長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（以下「低入札要綱」という。）に定める調査を行い本契約を締結した場合又は別に定める履行確実性評価方式試行要領（以下「履行確実性評価試行要領」という。）に定める履行確実性確保価格を下回る価格で本契約を締結した場合は10分の３）以上としなければならない。 |
| ４　略 | ３　略 |
| ５　略 | ４　略 |
| ６　略 | ５　略 |
| （前金払） | （前金払） |
| 第35条　略 | 第35条　略 |
| ２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 | |
| ３　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。 | ２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。 |
| ４　略 | ３　略 |
| ５　略 | ４　略 |
| ６　略 | ５　略 |
| ７　発注者は、受注者が第５項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 | ６　発注者は、受注者が第４項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 |
| （保証契約の変更） | （保証契約の変更） |
| 第36条　受注者は、前条第４項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 | 第36条　受注者は、前条第３項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 |
| ２　略 | ２　略 |
| ３　受注者は、第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 | |
| ４　略 | ３　略 |
| （中間前金払） | （中間前金払） |
| 第38条　略 | 第38条　略 |
| ２及び３　略 | ２及び３　略 |
| ４　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。 | |

| | |
|---|---|
| この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 | |
| 5　発注者は、第３項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に中間前払金を支払わなければならない。 | 4　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に中間前払金を支払わなければならない。 |
| 6　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の２から受領済みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前５項の規定を準用する。 | 5　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の２から受領済みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前４項の規定を準用する。 |
| 7　略 | 6　略 |
| 8　略 | 7　略 |
| 9　発注者は、受注者が第７項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 | 8　発注者は、受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 |
| 10　受注者は、第６項の規定により受領済みの中間前払金に追加してさらに中間前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。第４項の規定は、この場合について準用する。 | 9　受注者は、第５項の規定により受領済みの中間前払金に追加してさらに中間前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 |
| 11　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。第４項の規定は、この場合について準用する。 | 10　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。 |
| 12　略 | 11　略 |
| 13　受注者が中間前払金の支払いを受けているときは、第35条第５項から第７項までの規定は適用しない。 | 12　受注者が中間前払金の支払いを受けているときは、第35条第４項から第６項までの規定は適用しない。 |
| 14　略 | 13　略 |
| （債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則） | （債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則） |
| 第43条　略 | 第43条　略 |
| ２　略 | ２　略 |
| ３　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第38条第12項の規定を準用する。 | ３　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第38条第11項の規定を準用する。 |

**長崎県告示第615号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類　一般国道
路　線　名　202号
道路の区域

| 区　　間 | 区域変更前後の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延　長（メートル） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 佐世保市指方町2740番１地先から | 前 | 46.2～48.4 | 3.6 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 佐世保市指方町2740番１地先まで | 後 | 52.5～53.1 | 3.6 | |

**長崎県告示第616号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県央振興局建設部において縦覧に供する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

| 指定区域の名称 | | | 本明（５） | |
|---|---|---|---|---|
| 所在地 | 市町名 | 大字 | 字 | 地番 |
| | 諫早市 | 本明町 | | 517番２の一部、518番の一部、519番の一部、927番の一部、928番の一部、929番１の一部、929番２、931番の一部、933番１の一部、933番２の一部、940番の一部、947番の一部 |

**長崎県告示第617号**

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）は、令和６年12月31日限り、廃止する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

## 公　　告

**一般競争入札の実施（公告）**

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

１　一般競争入札に付する事項

⑴　購入件名及び数量

①　長崎県長崎地区１で使用する電力　予定契約電力 1,120kW、予定使用電力量 1,572,000kWh

②　長崎県長崎地区２で使用する電力　予定契約電力 899kW、予定使用電力量 2,253,000kWh

③　長崎県県北地区で使用する電力　予定契約電力 874kW、予定使用電力量 1,648,800kWh

④　長崎県県央・島原地区１で使用する電力　予定契約電力 523kW、予定使用電力量 873,400kWh

⑤　長崎県県央・島原地区２で使用する電力　予定契約電力 830kW、予定使用電力量 2,418,200kWh

⑥　長崎県庁舎で使用する電力　予定契約電力 2,100kW、予定使用電力量 8,179,200kWh

⑦　長崎県五島地区で使用する電力　予定契約電力 337kW、予定使用電力量 462,700kWh

⑵　仕様等

仕様書のとおり

⑶　使用期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

⑷　需要場所

仕様書のとおり

⑸　入札の方法

ア　入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価（電気料金総額）を入札金額とすること。併せて、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネ

ルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ　落札の決定は、入札書に記載した電気料金総額によって行う。

ウ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ　入札書は直接又は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

オ　入札執行回数は１回を限度とする。

2　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑶　長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める入札参加資格を得ていること。

⑷　11の開札日までの間において、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和６年11月27日改定）に基づく資格を得ていること。

⑸　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

⑹　この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

⑺　この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3　入札参加資格を得るための申請の方法等

⑴　前記２の⑶に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850－8570長崎市尾上町３番１号

（名称）長崎県総務部管財課

（電話）095-894-3000

（提出期限）令和７年１月27日17時00分

⑵　前記２の⑷に掲げる資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

報告書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850－8570長崎市尾上町３番１号

（名称）長崎県県民生活環境部地域環境課

（電話）095-895-2512

（提出期限）令和７年１月27日17時00分

4　入札参加条件

当該使用期間における需要場所の電力需要に対して電力を供給できる者であること。

5　当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850－8570長崎市尾上町３番１号

（名称）長崎県総務部管財課

（電話）095-894-3000

6　契約条項を示す場所

５の部局等とする。

７　入札説明書の交付方法
（期間）この公告の日から令和７年１月27日までの間（県の休日を除く。）
（場所）５の部局等とする。
長崎県総務部管財課ホームページ上にも掲載する。

８　一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
（住所）〒850－8570長崎市尾上町３番１号
（名称）長崎県総務部管財課
（電話）095-894-3000
（提出期限）令和７年１月27日17時00分

９　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

10　入札書の提出場所及び受領期限等
⑴　提出場所　長崎県総務部管財課
⑵　受領期限　令和７年２月６日17時00分
⑶　提出方法　直接又は郵送（書留郵便により、受領期限内必着のこと。）により提出すること。なお、代理人による入札は認めない。

11　開札の日時及び場所
①　令和７年２月７日　13時30分　長崎県庁行政棟１階入札室
②　令和７年２月７日　13時50分　長崎県庁行政棟１階入札室
③　令和７年２月７日　14時10分　長崎県庁行政棟１階入札室
④　令和７年２月７日　14時30分　長崎県庁行政棟１階入札室
⑤　令和７年２月７日　14時50分　長崎県庁行政棟１階入札室
⑥　令和７年２月７日　15時10分　長崎県庁行政棟１階入札室
⑦　令和７年２月７日　15時30分　長崎県庁行政棟１階入札室
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に５の部局に確認すること。

12　入札保証金及び契約保証金
⑴　入札保証金
見積もった契約希望金額の100分の５以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の５以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ　開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、その内容を証明するもの（２件以上）を提出する場合
⑵　契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ　開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

13　代理人が開札に立ち会う場合の委任状の提出
代理人が開札に立ち会う場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は開札に立ち会うことができない。

14　入札の無効

次の入札は無効とする。

⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

⑵　一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

⑶　入札者が法令の規定に違反したとき。

⑷　入札者が連合して入札をしたとき。

⑸　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑹　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

⑺　入札書が所定の日時までに到達しないとき。

⑻　指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑼　長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑽　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

⑾　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合を含む。）。

⑿　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき（電気料金総額と電気料金総額内訳書に記載した単価・金額が整合しない場合を含む。）。

⒀　入札書の首標金額が訂正されているとき。

⒁　入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

⒂　代理人が入札したとき。

⒃　外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

⒄　内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

⒅　内封筒に購入件名の記載がないとき。

⒆　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。

⒇　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15　落札者の決定方法

⑴　長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16　その他

⑴　契約書の作成を要する。

⑵　この調達契約は、単価契約とする。

⑶　この調達契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。

⑷　この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

⑸　その他、詳細は入札説明書による。

17　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be purchased:

①　Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities (Nagasaki 1 area)
Contract: 1,120kW, Estimated volume of electricity: 1,572,000kWh.

②　Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities (Nagasaki 2 area)
Contract: 899kW, Estimated volume of electricity: 2,253,000kWh.

③　Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Kenhoku area).

Contract: 874kW, Estimated volume of electricity: 1,648,800kWh.
④ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Kenou・Shimabara 1 area).
Contract: 523kW, Estimated volume of electricity: 873,400kWh.
⑤ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Kenou・Shimabara 2 area).
Contract: 830kW, Estimated volume of electricity: 2,418,200kWh.
⑥ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Office Buildings
Contract: 2,100kW, Estimated volume of electricity: 8,179,200kWh.
⑦ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Gotou area).
Contract: 337kW, Estimated volume of electricity: 462,700kWh.

⑵ Period of supply: From 1 April 2025 through 31 March 2026

⑶ Place of supply:
① Nagasaki Prefectural facilities in Nagasaki 1 area
② Nagasaki Prefectural facilities in Nagasaki 2 area
③ Nagasaki Prefectural facilities in Kenhoku area
④ Nagasaki Prefectural facilities in Kenou・Shimabara 1 area
⑤ Nagasaki Prefectural facilities in Kenou・Shimabara 2 area
⑥ 3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, Nagasaki Prefectural Office Buildings.
⑦ Nagasaki Prefectural facilities in Gotou area

⑷ Time-limit for tenders: 5:00 p.m. 6 February 2025

⑸ Date and time for the opening of tenders:
① Nagasaki 1 area: 1:30 p.m. 7 February 2025
② Nagasaki 2 area: 1:50 p.m. 7 February 2025
③ Kenhoku area: 2:10 p.m. 7 February 2025
④ Kenou・Shimabara 1 area: 2:30 p.m. 7 February 2025
⑤ Kenou・Shimabara 2 area: 2:50 p.m. 7 February 2025
⑥ Nagasaki Prefectural Office Buildings: 3:10 p.m. 7 February 2025
⑦ Gotou area: 3:30 p.m. 7 February 2025

⑹ Contact point for the notice:
Public Property Management Division
General Affairs Department
Nagasaki Prefectural Government
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, JAPAN　Tel.095-894-3000.

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により次の１のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の２のとおり縦覧に供する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

１　届出事項

⑴　発起人の住所及び氏名
長崎県壱岐市勝本町仲触88番地４
大久保　将人
長崎県壱岐市勝本町坂本触87番地２
阿田　勝

⑵　加入区
勝本町加入区

⑶　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称
勝本町漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

⑴　縦覧期間
　　公告の日から15日間
⑵　縦覧場所
　　長崎県壱岐市勝本町勝本浦575番地61
　　勝本町漁業協同組合

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により次の１のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の２のとおり縦覧に供する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

１　届出事項
⑴　発起人の住所及び氏名
　　長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦954番地２
　　平田　増男
　　長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦166番地
　　濱口　厚己
⑵　加入区
　　箱崎加入区
⑶　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称
　　箱崎漁業協同組合
２　指定漁船調書の縦覧
⑴　縦覧期間
　　公告の日から15日間
⑵　縦覧場所
　　長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦171番地
　　箱崎漁業協同組合

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により次の１のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の２のとおり縦覧に供する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

１　届出事項
⑴　発起人の住所及び氏名
　　長崎県対馬市美津島町芦浦247番地
　　小島　修三
　　長崎県対馬市美津島町賀谷163番地
　　西田　一正
⑵　加入区
　　美津島町東海加入区
⑶　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称
　　美津島町漁業協同組合
２　指定漁船調書の縦覧
⑴　縦覧期間
　　公告の日から15日間
⑵　縦覧場所
　　長崎県対馬市美津島町久須保711番地10

美津島町漁業協同組合

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により次の１のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の２のとおり縦覧に供する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

１　届出事項

⑴　発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市美津島町大船越703番地２

川上　哲雄

長崎県対馬市美津島町大船越367番地

奥村　和敏

⑵　加入区

大船越加入区

⑶　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

美津島町漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

⑴　縦覧期間

公告の日から15日間

⑵　縦覧場所

長崎県対馬市美津島町久須保711番地10

美津島町漁業協同組合

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により次の１のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の２のとおり縦覧に供する。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

１　届出事項

⑴　発起人の住所及び氏名

長崎県五島市岐宿町岐宿1003番地３

阿比留　健時

長崎県五島市岐宿町岐宿2202番地３

阿比留　末利

⑵　加入区

岐宿町加入区

⑶　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

五島漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

⑴　縦覧期間

公告の日から15日間

⑵　縦覧場所

長崎県五島市福江町1190番地９

五島漁業協同組合

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法

施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により次の１のとおり事前届出があった。
なお、届出に係る指定漁船調書を次の２のとおり縦覧に供する。
令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

１　届出事項
⑴　発起人の住所及び氏名
長崎県五島市奈留町浦1592番地17
鎌田　基義
長崎県五島市奈留町船廻231番地１
田中　堅
⑵　加入区
奈留町加入区
⑶　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称
奈留町漁業協同組合
２　指定漁船調書の縦覧
⑴　縦覧期間
公告の日から15日間
⑵　縦覧場所
長崎県五島市奈留町浦1839番地７
奈留町漁業協同組合

**土地改良区の設立の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第１項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。
令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

土地改良区名　　東大土地改良区
認可年月日　　令和６年12月９日

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、県北振興局長から公共測量（大野地区上の原ため池測量業務委託　基準点測量　TS等現地測量　路線測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。（変更）
令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量実施の地域及び期間

| 地　　域 | 期　　間 |
|---|---|
| 平戸市大野町 | 令和６年３月28日から<br>令和７年２月28日まで |

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、県北振興局長から公共測量（路線測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。
令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量実施の地域及び期間

| 地　　域 | 期　　間 |
|---|---|
| | |

| | |
|---|---|
| 平戸市　野子町 | 令和６年12月20日から<br>令和７年３月25日まで |

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、時津町長から公共測量（数値地形図修正）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量実施の地域及び期間

| 地　　域 | 期　　間 |
|---|---|
| 時津町　子々川郷、日並郷 | 令和６年12月26日から<br>令和７年３月31日まで |

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第２項の規定により、南島原市長から公共測量（写真地図作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和６年12月20日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

| 地　　域 | 終　了　日 |
|---|---|
| 南島原市 | 令和６年11月29日 |

**落札者等（公告）**

落札者等について、次のとおり公告する。

令和６年12月20日

長崎県県北振興局長　大瀬良　潤

１　物品等又は特定役務の名称及び数量

長崎県県北振興局複写サービス契約（コピー機の使用及び消耗品供給の複合契約）

①フルカラーデジタル複写機　毎分55枚機以上（カラー）毎分55枚機以上（モノクロ）７台

②フルカラーデジタル複写機　毎分55枚機以上（カラー）毎分55枚機以上（モノクロ）11台

③フルカラーデジタル複写機　毎分55枚機以上（カラー）毎分55枚機以上（モノクロ）３台

④モノクロデジタル複写機　毎分25枚機以上（モノクロ）１台

⑤フルカラーデジタル複写機　毎分65枚機以上（カラー）毎分65枚機以上（モノクロ）１台

⑥モノクロデジタル複写機　毎分10枚機以上（モノクロ）１台

２　契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県県北振興局管理部会計課

〒857-8502　長崎県佐世保市木場田町３―25　電話0956-24-5597

３　契約期間

令和６年12月１日から令和11年11月30日まで

４　契約方法

一般競争入札

５　落札決定日

令和６年10月30日

６　落札者

①、②
長崎市万才町３－５
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社　長崎支社長　富山　容治
③、④、⑥佐世保市白岳町774-５
株式会社ビズテック　代表取締役　田中　啓輔
⑤佐世保市天満町２-26
株式会社マゴオリ　代表取締役　馬郡　啓

7　落札価格（１枚あたりの単価）
①カラー 3.05円　モノクロ（月額基本料金3,000枚まで）1,350円　超過料金（１枚あたり）0.45円
②カラー 7.4円　モノクロ（月額基本料金2,000枚まで）2,140円　超過料金（１枚あたり）1.07円
③カラー 10.0円　モノクロ（月額基本料金2,000枚まで）18,000円　超過料金（１枚あたり）1.8円
④モノクロ（月額基本料金200枚まで）9,580円　超過料金（１枚あたり）5.4円
⑤カラー 8.0円　モノクロ（月額基本料金3,000枚まで）21,200円　超過料金（１枚あたり）0.8円
⑥モノクロ（月額基本料金100枚まで）26,880円　超過料金（１枚あたり）9.0円

8　入札公告日
令和６年９月17日

9　落札方式
最低価格

## 公安委員会告示

**長崎県公安委員会告示第45号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第１項第１号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、確認事務の委託に関する事務取扱規則（令和４年長崎県公安委員会規則第14号）第10条の規定に基づき、次のように公示する。

令和６年12月20日

長崎県公安委員会委員長　森　拓二郎

1　実施期日
⑴　講習
令和７年２月３日（月）及び同月４日（火）の午前９時から午後５時10分までの間
⑵　修了考査
令和７年２月18日（火）午前９時30分から午前10時30分までの間

2　実施場所
⑴　講習
長崎県長崎市尾上町３番３号
長崎県警察本部３階　第３会議室
⑵　修了考査
長崎県長崎市尾上町３番３号
長崎県警察本部３階　第３会議室

3　受講定員
10人

4　受講手続に関する事項
⑴　受講申込みの受付期間
令和７年１月８日（水）から同月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後０時まで及び午後１時から午後４時までの間。ただし、受講申込みの受付は先着順とし、受講定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
⑵　提出書類等
ア　駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）　１通
イ　写真（申請前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4セン

チメートルの写真専用紙を使用したもの）　１葉

ウ　講習手数料20,000円（受講申込みの際に納付すること。なお、受講申込みの受付後は、手数料は返還しない。）

⑶　申込書の配布場所、提出先及び提出方法

ア　配布場所

長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室（所在地は５⑹参照）又は長崎県内の各警察署の交通課若しくは地域交通課

イ　提出先

前記アに同じ。

ウ　提出方法

申込書に必要事項を記載し、受講者本人が申し込むこと。ただし、郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が申し込む場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

⑷　申込み時の受講者確認

受講者本人確認のため、運転免許証又は写真付き身分証明書を持参すること。

なお、代理人が申し込む場合は、受講者本人の運転免許証又は写真付き身分証明書の写しを持参すること。

５　その他

⑴　講習の受付時間は、両日とも午前８時30分から午前８時50分までとする。

⑵　修了考査の受付時間は、午前９時から午前９時20分までとする。

⑶　修了考査の終了後、合格発表及び合格者に対する駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を行う。

⑷　法第51条の13第１項第１号ロに規定する認定の申請を希望する者は、下記⑹の問合せ先に問い合わせること。

⑸　講習を受講し、その課程を修了しても法第51条の13第１項第２号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

⑹　問合せ先

長崎県長崎市尾上町３番３号

長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室

電話 095-820-0110　内線 5261～5265（平日午前９時から午後５時45分までの間）

## 監査委員公表

**監査委員公表第７号**

令和６年10月２日付R06-21000-00453の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和６年12月20日

長崎県監査委員　下田　芳之
同　砺山　祐実
同　大場　博文
同　堤　典子

６交管第136号
令和６年11月29日

長崎県監査委員　下田　芳之　様
長崎県監査委員　砺山　祐実　様
長崎県監査委員　大場　博文　様
長崎県監査委員　堤　　典子　様

長崎県知事　大石　賢吾
（公印省略）

令和６年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置について（通知）

令和６年10月２日付けR06-21000-00453の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

# 令和６年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

## 会計：長崎県交通事業会計　所管部局：交通局

### 【１　指摘】

| 監　査　の　結　果 | 講　じ　た　措　置 |
|---|---|
| ア　公金の徴収等の委託について<br>公金の徴収等の委託に関する「県営自動車使用料の徴収事務の委任に係る告示」について、昭和45年以降受託先の追加・削除等が行われていない。今般の地方自治法の一部改正(令和６年４月１日施行)も踏まえた上で、実情に合わせた適切な告示を行う必要がある。 | 公金取扱事務の委託に該当する契約について、指定を要する事業者からの申出を受け、指定等の手続きを順次進めており、全対象事業者を指定後、告示を行う予定である（令和６年度中)。<br>なお、従前の告示においては、委託先の事業者名のみを記載していたが、地方自治法の一部改正を踏まえ、事業者の所在地等についても告示することとしている。 |

### 【２　意見】

| 監　査　の　結　果 | 講　じ　た　措　置 |
|---|---|
| ア　経営状況について<br>令和５年度の経営成績は、総収益が51億8,595万円で、総費用は48億4,309万円、純損益は３億4,286万円となっている。なお、前年度からの繰越欠損金は、６億5,581万円、当年度末現在の未処理欠損金は３億1,295万円となっており、前年度に比べ３億4,286万円改善している。<br>改善の主な要因は、長崎自動車株式会社（長崎バス）との共同経営方式による路線バスの効率化、投資事業の抑制、資産の有効活用、各種経費の節減による収支改善を実施したほか、バス利用客数の回復や空港リムジンバスの運賃改定等により乗合事業が大幅な増収となったこと等による。<br>また、職員や車両の配置及び事務の簡素化等により効率化を推進するため、子会社である長崎県央バス株式会社を交通局へ統合した。<br>少子化による人口減少や軽油等における物価高騰の影響が継続し、また、運輸業界全体で課題となっている運転士確保難や労働規制強化への対応が求められるなど、厳しい状況にあることから、引き続き後期５か年計画に沿って着実に経営改善に努めていく必要がある。 | 令和６年度においては、経営計画後期５か年行動計画に基づき、次のことを実施した。<br>①長崎自動車株式会社との共同経営方式により路線バスの再編を行った。<br>②貸切バス、高速バスを長崎営業所に集約するなどの営業所再編を行った。<br>③長崎県央バス株式会社を廃止し、交通局へ統合することで、感染症への対応力強化を図った。<br>引き続き、経営の健全性の確保に努めるとともに、運転士の確保をはじめ経営基盤の安定・強化に努め、地域生活交通の確保と本県観光振興への貢献を図っていく。 |

**監査委員公表第８号**

令和６年10月２日付R06-21000-00411の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和６年12月20日

長崎県監査委員　下田　芳之
同　砺山　祐実
同　大場　博文
同　堤　典子

R06-01090-04665
令和６年11月29日

長崎県監査委員　下田　芳之　様
長崎県監査委員　砺山　祐実　様
長崎県監査委員　大場　博文　様
長崎県監査委員　堤　　典子　様

長崎県知事　大石　賢吾
（ 公 印 省 略 ）

令和６年度普通会計定期監査結果（前期）に係る措置状況について（通知）

令和６年10月２日付R06-21000-00411にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

# 令和６年度　定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 番号 | 部局 | 機　関　名 | 内　　容 | 措置状況（Ｒ６.11.29提出） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 総務部 | 管財課 | 国有資産等所在市町村交付金において、本来交付の対象とならない財産を含めて算定しているため、交付額が過大となっている。 | 関係所属に対する判定基準の周知不足が原因と考えられるため、その基準を示して交付客体の精査を依頼し、その結果をもとに交付金の過不足額を算定しました。<br>７市が過年度交付額に過不足が生じており、その対応を協議・調整しています。 |
| 2 | 地域振興部 | 島原振興局管理部総務課 | コンピューターの処分において、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律などに基づく回収・リサイクル処理の委託がなされていない。 | 島原振興局で行った物品処分において、本来パソコンリサイクル業者へ引き渡し処分すべきだったコンピューターを産業廃棄物として処分を行ったものです。コンピューターを、産業廃棄物と同じ場所に保管していたことから発生したものであり、今後は処理方法の区分ごとに異なる場所に保管、処分方法を表示しておく等、処分方法を誤らないよう適切に対応いたします。 |
| 3 | 地域振興部 | 長崎振興局管理部総務課 | 終了した契約に係る契約保証金について、還付していないものがある。 | 該当の２件については、経理担当より請求書提出時等に提出を促したものの、提出がなかったため、その後、日数が経過してしまったものです。<br>監査後、再度２者に還付請求書の提出を求め、令和６年６月14日に払い出しを完了いたしました。<br>今後は、負担行為決議書の摘要欄に手書きで「契約保証金還付あり」等の記載をし、さらに、他の契約とは違う色の付箋紙を貼付することで、一目で保管金の有無が区別できるよう管理を行い、業務完了後の速やかな払い出し、還付請求書の提出漏れを防止し、適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 4 | 県民生活環境部 | 地域環境課 | 長崎県環境放射線テレメータシステム等更新業務委託において、無効な入札書を有効として取り扱っている。 | 当該委託業務の入札において、入札書に代理人の記名押印がなかったため、「無効」の通告をしましたが、代理人から事前に確認していたとの抗弁があったため、入札を保留し担当者に確認したところ、入札前日に電話にて入札書の記載方法の質問があり、入札書様式には注意事項を記載していたため、あえて代理人の記名押印が必要であることを伝えていなかったことが判明したこと、委任状には代理人の記名押印があり、本人確認も行っていたことから、課内協議の結果、入札書を「有効」としたものです。<br>今後は、課内で情報共有し、業者からの質問は、書面でのやり取りを行うことや、公告時に示した質問期間内のみ受け付けることを徹底し、再発防止に努めてまいります。 |
| 5 | 県民生活環境部 | 資源循環推進課 | 消耗品出納簿（切手）の確認が不十分であり、帳簿と切手の残高が一致していない。 | 現物確認時に種類ごとの枚数と残高は確認しておりましたが、累計受入高と累計払出高の差異についての確認が漏れていたため、帳簿と残高が一致しなかったものです。<br>本事例について、職員への周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。 |

| 番号 | 部局 | 機　関　名 | 内　　容 | 措置状況（Ｒ６.11.29提出） |
|---|---|---|---|---|
| 6 | 県民生活環境部 | 自然環境課 | 雲仙公園の土地使用許可において、個人からの賃借地部分を含めて使用許可を行っている。 | 個人からの借地部分については、所有者に転貸承認を得た上で、使用許可ではなく転貸借契約を締結することが適当であるため、土地所有者及び使用者と調整して必要な手続きを行い、今後は転貸借契約を締結することといたします。<br>本事例について、職員への周知徹底を図り、通常と異なるケースは関係部署に十分確認し、再発防止に努めてまいります。 |
| 7 | 福祉保健部 | 障害福祉課 | 児童保護費保護者負担金において、督促を行っていないものがある。 | ご指摘を受けた未収金について、令和６年８月６日に督促状を発出いたしました。<br>今後、未収金については、督促漏れが無いよう、定期的に債権管理簿等を確認する機会を設け、適切な時期に督促状を送付し、納入促進に努めてまいります。 |
| 8 | 産業労働部 | 窯業技術センター | 物品の処分において、不用決定決議を行わないまま棄却処分している。 | 物品を処分する際、登記物品１点について不用決定決議を失念し処分したものです。指摘後速やかに、当該物品の不用決定決議の手続きを行っております。<br>今後は、物品処分の際の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。 |
| 9 | 水産部 | 漁政課 | 浮桟橋の利用に係る行政財産目的外使用許可に伴う使用料について、過少請求しているものがある。 | 使用許可施行伺時において、使用許可書と使用料算定調書の使用料の突合、確認が不十分だったために過少請求が生じたものです。<br>正当使用料との差額については、令和６年９月17日に収納済です。<br>今後は課内決裁時に金額の突合及び合計額と内訳の検算を徹底し、再発防止に努めてまいります。 |
| 10 | 水産部 | 水産経営課 | 「ながさき漁業伝習所」特設サイト作成・管理業務委託における制作費に係る内容が不明確であり、予定額の積算が不明確である。<br>また、令和６年度における保守管理の委託契約が年度当初から締結されていない。 | 特設サイト作成・管理業務委託において、ホームページの言語を確認することなく手続きを行っていたことが不適切だったものですが、今後はホームページの移設や再構築を委託する際に使用する言語について確認を行い、再発防止に努めてまいります。<br>また、保守管理の委託契約については今後空白期間が生じないように年度当初から契約を締結いたします。 |
| 11 | 農林部 | 県北振興局<br>農林部<br>森林土木課 | モニターの処分において、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律などに基づく回収・リサイクル処理の委託がなされていない。 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律などに基づき処分するモニターについて、認定事業者に委託し回収・リサイクル処理する必要があるとの認識が欠けており、新たに購入したモニターの納入業者に引き取ってもらい、産業廃棄物として処分したことから指摘を受けたものであります。<br>今回の指摘を踏まえ、県北振興局全体で再発防止対策を行うため、所管するモニターに処分時の注意喚起をするシールを貼付するとともに、森林土木課では、物品処分チェックリストを活用し、適正な処分を徹底してまいります。 |

| 番号 | 部局 | 機　関　名 | 内　　容 | 措置状況（Ｒ６.11.29提出） |
|---|---|---|---|---|
| 12 | 土木部 | 監理課 | 前回指導したにもかかわらず、月ごとの累計が記載されていない証紙収入実績簿が多数ある。 | 昨年度監査の指導を受けて新たに様式を作成した際、毎月末の月計及び累計を記載すべきところ、累計の記載について誤認していたものです。予備監査でのご指摘を受けて令和５年度分の各月の実績簿は累計を付したものに差し替えております。今後も同様式の使用を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。 |
| 13 | 土木部 | 島原振興局<br>建設部管理課 | 港湾施設用地目的外使用許可に伴う使用料について、昭和57年度に設定した金額のまま40年近くが経過しており、この間見直し検討がなされていない。（３Ｅ：有効性） | 使用料の減免申請を受け、昭和57年度に決定した使用料を固定額であると判断し、近傍地価の上昇に伴う使用料の見直しを行っていなかったものです。<br>今後、適正な使用料への見直しを行ってまいります。 |
| 14 | 土木部 | 県北振興局<br>建設部<br>建設管理課 | 港湾施設用地目的外使用許可に伴う使用料の調定について、誤って令和４年度の近傍地価を用いて算定しているため、徴収不足となっている。 | 調定決裁時に近傍地価に関する根拠資料が添付されておらず、使用料算定の誤りを見落としていたものです。<br>今後は、調定決裁時にチェック用の近傍地価一覧表を添付し、回覧時には複数の職員で算定に使用する単価を確認することを徹底してまいります。 |
| 15 | 土木部 | 県北振興局<br>建設部<br>田平土木維持管理事務所 | 県管理の橋梁に第三者が設置した監視カメラの電気料金の算定に誤りがある。 | 平戸大橋に九州地方整備局が設置しております平戸航路監視カメラの電気使用料について、県が定める電気使用料金の算定方法と異なる算定で協定を結んでおり、それに基づき国に請求していたものです。<br>そのため、今年度中に協定を見直し、基本料金を含む適正な電気使用料を請求してまいります。 |
| 16 | 土木部 | 河川課 | 郡川河川改修事業に伴う大村線橋りょう改良工事等に係る協定（令和５年度施工分）において、令和４年度中に仮協定を締結し議会の議決を経て効力が発生しているが、債務負担行為の設定をしていない。 | 仮協定の締結が「予算の執行」であることを理解しておらず、必要な債務負担行為の設定を行わなかったものです。<br>今後は本事例の周知徹底を行い、再発防止に努めてまいります。 |
| 17 | 土木部 | 道路維持課 | 道路維持課事業資料作成業務委託（災害防除事業）の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま成果品を受領し、履行確認している。 | 著作権で保護された地図データを著作権許諾に係る確認が不十分なまま委託業務の成果品に使用していたものです。<br>そのため、著作権許諾に関する指導事項及び今後の対応について、関係各課等へ令和６年８月26日付けで通知を行い、関係職員へ周知しております。 |
| 18 | 土木部 | 長崎港湾漁港事務所<br>港営課 | 前回指導したにもかかわらず、長与港港湾緑地管理業務委託において、県の負担が管理費の２分の１以内に収まっているかの確認を行っていない。また、実績報告書の内容確認が不十分である。 | 実績報告書の内容確認が不十分であったものです。<br>今後は、支出処理の際にチェックリストを添付し、複数の職員で確認を行うことで、再発防止に努めてまいります。 |

| 番号 | 部局 | 機　関　名 | 内　　容 | 措置状況（Ｒ６.11.29提出） |
|---|---|---|---|---|
| 19 | 土木部 | 道路建設課 | 紛失した物品の不用決定において、決裁を受けずに手続きを行っている。 | 定期点検時に現物確認ができなかった物品の不用決定において、認識不足により不用決定決議書によらず、物品管理チェックリストにより決裁を行っていたものです。<br>今後は、物品処分事務マニュアルの確認を徹底するとともに、年度末処理として物品出納簿の決裁を受ける際にも、払出物品については、改めて処理内容の確認を行うこととし、再発防止に努めてまいります。 |
| 20 | 土木部 | 県北振興局<br>建設部<br>建築課 | モニターの処分において、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律などに基づく回収・リサイクル処理の委託がなされていない。 | 県北振興局全体で再発防止対策を行うため、「資源有効利用促進法」の対象の物品に「廃棄注意」のシールを貼って注意喚起を行うこととしており、建築課では、「廃棄注意：資源有効利用促進法対象」というシールを貼って再発防止に努めています。 |
| 21 | 土木部 | 建設企画課 | 令和４年度長崎県公共事業技術情報システム構築・改修業務委託において、被保険者等記号・番号が記載されたままの健康保険証の写しを保管している。 | 健康保険証の写しの送付を受ける場合は、被保険者等記号・番号にマスキングを施したものでなければならないにも関わらず、マスキングされていないものを受領していたものです。<br>今後、個人情報が記載された書類を求める場合は、入札公告文に、被保険者等記号・番号にマスキングを施すことを記載し、周知のうえ確認を行ってまいります。<br>（令和６年８月26日付事務連絡「Ｒ６本庁土木部定期監査の報告事項に対する対応について」にて、関係各課・関係各地方機関へ周知済み。） |

R06-40060-04731
令和６年11月19日

長崎県監査委員　下田　芳之　様
長崎県監査委員　砺山　祐実　様
長崎県監査委員　大場　博文　様
長崎県監査委員　堤　　典子　様

長崎県教育委員会教育長　前川　謙介
（ 公 印 省 略 ）

令和６年度普通会計定期監査結果（前期）に係る措置状況について（通知）

令和６年10月２日付R06-21000-00411にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

# 令和６年度　定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 番号 | 部局 | 機　関　名 | 内　　容 | 措置状況（Ｒ６.11.19提出） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 教育庁 | 福利厚生室 | 教職員メンタルヘルス相談業務外１件において、予定単価の積算が誤っている。 | 予定単価の積算において、使用した診療報酬点数表に消費税相当額が含まれていることを考慮せず、委託契約にかかる消費税を加えていたため生じたものです。<br>今後は消費税相当分が含まれることを踏まえ、適切な予定単価の積算に努めます。<br>なお、外１件とされているストレスチェック事業業務（面接指導）については、11月契約につき、今年度契約より適切に対応しました。 |
| 2 | 教育庁 | 学芸文化課 | 令和５年度特別名勝温泉岳保存活用計画策定支援業務において、予定額の積算根拠が不明確である。 | 予定額の積算において、参考見積書を徴したにもかかわらず、業務にかかる技師の単価や人数について、予算要求時の数値をもとに積算していたものです。<br>今後は、施行伺の起案前に複数の職員で十分な精査を行い、適正な予定額の積算に努めてまいります。 |
| 3 | 教育庁 | 学芸文化課 | 「発掘された日本列島」サテライト地域展示受付監視業務の予定額の積算において、異なる条件の参考見積書を徴しているため、積算根拠が不明確である。 | 提出された参考見積書の条件（業務時間）が異なっていたにもかかわらず、気づかずに予定額の積算根拠としてしまったものです。<br>今後は、施行伺の起案前に複数の職員で十分な精査を行うとともに、参考見積徴取時に共通の様式を提示する等、適正な予定額の積算に努めてまいります。 |
| 4 | 教育庁 | 体育保健課 | 郡市学校保健会負担金において、負担金を支出する根拠等が不明確である。 | 監査での指摘を受け、当該負担金事業の必要性を含め再検討を行った結果、廃止することとしました。 |

長公委(会)第３号
令和６年11月27日

長崎県監査委員　下田　芳之　様
長崎県監査委員　砺山　祐実　様
長崎県監査委員　大場　博文　様
長崎県監査委員　堤　　典子　様

長崎県公安委員会委員長　森　拓二郎
（ 公 印 省 略 ）

令和６年度普通会計定期監査結果（前期）に係る措置状況について（通知）

令和６年10月２日付R06-21000-00411にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

# 令和６年度　定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 番号 | 部局 | 機　関　名 | 内　　容 | 措置状況（Ｒ６.11.27提出） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 警察本部 | 警察本部 | 交通指導員会連絡協議会総会出席の旅費及び総会後の意見交換会費が支出されているが、旅費に含まれる夕食代相当額が意見交換会費から差し引かれていない。 | 意見交換会費と旅費に含まれる夕食代相当額が、重複して支出されていたことから、夕食代相当額については、出席者から徴取し、令和６年度の雑入として組み入れ手続を行っています。<br>今後は、宿泊を伴う意見交換会が開催される場合は、意見交換会の支出伺いの決裁時に、旅行命令内容を確認するなど、重複して支給することがないように努めます。 |

## 雑　　報

### 一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和６年12月20日

長崎県公立大学法人
理事長　坂口　克彦

1　競争入札に付する事項

⑴　工事番号　　６長大佐　第　２　号

⑵　工 事 名　　長崎県立大学佐世保校 本館（南エリア）解体工事

⑶　工事場所　　佐世保市川下町

⑷　工　　期　　令和７年12月19日限り

⑸　工事概要　　工事種別：解体工事
主要用途：大学（教室等）
構　　造：鉄筋コンクリート造　３階（一部　地下１階）
規　　模：延べ面積　3,050㎡

⑹　支払条件　　前金払、中間前金払又は部分払　　有

⑺　この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 令和５年３月17日長崎県告示第198号。以下「実施要綱」という。）第２条第16号に規定する事後審査型入札である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、電子入札対象外の工事である。

⑽　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という）の配置を不可とする工事である。

⑾　本工事は、週休２日促進工事（発注者指定方式）であり、受注者は、「週休２日（４週８休)」の実施を工事着手前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする（４週８休以上の現場閉所を行うための費用を計上している）

2　競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）２の⑴及び⑵に定める要件を満たす共同企業体で、さらに、下記の⑴及び⑵の条件をすべて満たす者であること。

⑴　実施要綱第７条第６項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

| 共同企業体の構成員数 | ２　者 | |
|---|---|---|
| 出資比率 | 最小限度　30％ | |
| 資格要件 | 代表構成員 | その他の構成員 |
| 建設業の許可に関する条件 | 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第３条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有し、かつ、解体工事業に係る特定建設業の許可を有すること。 | 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第３条の規定に基づく、解体工事業に係る特定建設業の許可を有すること。 |
| 営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件 | 長崎県内に主たる営業所有する者で、建築一式工事に係る長崎県における格付等級がＡランクで、総合数値が800点以上、かつ、解体工事に係る総合数値が700点以上であること。 | 長崎県内に主たる営業所有する者で、解体工事に係る総合数値が700点以上であること。 |
| 年間平均完成工事高 | 建築一式工事において１億5,000万円以上 | 条件なし |
| 経営事項審査の審査基準日 | 令和６年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に搭載され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業27 | |

| | |
|---|---|
| | 条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了する者でないこと。 |

（注１）「営業所」とは、法第３条第１項に定める営業所であり、当該営業所は本店たる営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第４条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加者資格者名簿（以下「名簿」という）に登載された営業所（以下「受任営業所」という）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあっては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

（注２）「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

（注３）「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

⑵　実施要綱第20条第１項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、本契約締結日からとする。

| | | 代　表　構　成　員 | その他の構成員 |
|---|---|---|---|
| 同種工事の施工実績に関する条件 | | 平成21年度（2009年度）から令和５年度（2023年度）までに完成した工事で、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、700㎡以上の建築物の解体工事の完了の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を２以上とする）があること。<br>なお、施工実績となる建築物は、１棟の建築物とする。<br>また、施工実績となる建築物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）とそれ以外の混構造の場合は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）部分の延べ面積を対象とする。 | 平成21年度（2009年度）から令和５年度（2023年度）までに完成した工事で、元請けとして鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、350㎡以上の建築物の解体工事の完了の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を２以上とする）があること。<br>なお、施工実績となる建築物は、１棟の建築物とする。<br>また、施工実績となる建築物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）とそれ以外の混構造の場合は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）部分の延べ面積を対象とする。 |
| 配置技術者に関する条件 | | 以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。 | 以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。 |
| | 国家資格等 | ①　法による一級建築施工管理技士の資格を有する者。<br>②　建築工事業、かつ、解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第４条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第４項に規定する講習を修了した日から５年を経過していない者 | ①　解体工事業又はとび・土工工事業（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第４条に規定する経過措置の対象者に限る。）に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第４項に規定する講習を修了した日から５年を経過していない者 |
| | その他 | ①　当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して３か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降３か月以内に退職した者）を退職日から３か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して３か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。<br>②　配置技術者は専任とし、他工事の技術者を兼務することは認められない（長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外とする）。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | ③　事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去３か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。<br>④　事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去３か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。 | |
| その他の条件 | | 当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。 | 条件なし。 |

（注１）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第２項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注２）「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

（注３）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第７条第１号に規定する経営業務の管理責任者又は同条第２号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、また、建築士法第24条に規定する管理建築士は、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

３　入札等担当部局

| 区　分 | 担当内容 | 担　当　部　局 | 電話番号等 | 住　　所 |
|---|---|---|---|---|
| 入札・契約担当 | 提出書類、入札・契約に関する事項 | 長崎県立大学佐世保校<br>総務課建設整備グループ | ＴＥＬ<br>0956－59－6778<br>ＦＡＸ<br>0956－47－6941 | 〒858－8580<br>長崎県佐世保市川下町123番 |
| 工事・技術担当 | 設計図書の内容等技術的要素に関する事項 | | | |

４　提出書類

⑴　競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。

①　共通事項書３の⑴のアの①、イ、ウ、及びエ

⑵　競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

①　共通事項書３の⑴のオ、カ、及びキ

（健康保険被保険者証の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すものとする）

②　①のほか、条件を満足していることを証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等、施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。

③　上記①、②のほか、２－⑵（注３）の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」３⑴⑵による。

５　入札日程

| | | |
|---|---|---|
| 【交付について】<br>書類様式、入札説明書の交付期間及び方法 | 【交付期間】<br>令和６年12月20日（金）から<br>令和７年１月14日（火）まで | 入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記３の入札等担当部局で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。 |
| 【提出について】<br>競争参加資格確認届出書等の提出期間及び場所 | 【提出期間】<br>令和６年12月23日（月）から<br>令和７年１月14日（火）まで | ３の入札等担当部局に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。 |
| 【質問について】<br>入札説明書等に関する質 | 【質問期間】<br>令和６年12月23日（月）から | ３の入札等担当部局に提出のこと。<br>なお、入札説明書に関する質問は、所定の様 |

| | | |
|---|---|---|
| 問期間及び場所 | 令和７年１月15日（水）まで | 式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。 |
| 上記回答期限<br>及び回答方法 | 令和７年１月17日（金）まで | ・個別事項は、当該者にファクシミリまたは電子メールにて回答。全参加者に関する事項も、同様の方法にて回答 |
| 入札日時及び場所 | 令和７年１月24日（金）<br>午後14時00分から | 〒858－8580<br>長崎県佐世保市川下町123番<br>長崎県立大学佐世保校<br>図書館１階 ラーニングコモンズ |
| 競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所 | 落札候補者決定通知の翌日から起算して３日以内 | ３の入札等担当部局へ持参 |

（注１）上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで（来所する場合は正午から午後１時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

（注２）入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

６　最低制限価格　　設定

⑴　最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（５建企第435号 令和６年３月21日）」を準用するものとする。

⑵　予定価格及び最低制限価格は、入札会場において決定する。なお、最低制限価格は乱数を使用したランダム化により決定する。

７　入札方法　　紙　入札で行う。

入札回数は１回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

８　入札保証金　　免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の５を徴収する。

９　契約保証金

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

10　落札候補者の決定方法

⑴　開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

⑵　落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から２番目、３番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11　入札の無効

共通事項書14の⑴～⒀及び⒂～⒃に該当する場合は入札無効とする。

なお、共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員のいずれか１者が、発注者（大学法人）より直接、入札説明書等の配布を受けていること。

12　入札の中止

入札参加者が１者のときは、入札の執行を取りやめる。

13　入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14　その他

⑴　その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書１～10、13～14（⒁を除く）、17⑴⑷、18⑴～⑸を準用する。

⑵　不明な点に関する問い合わせ先　　３の入札等担当部局

発行者　長崎県　長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一　直通（八九五）二一一四
印刷所　株式会社クイックプリント　長崎市樺島町八番十二号
印刷人　寺田宏弥